

油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案参照条文

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成十六年四月二十一日法律第三十七号）（抄）

油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

船舶油濁損害賠償保障法

（略）

「第三章 油濁損害賠償保障契約」を「第三章 タンカー油濁損害賠償保障契約」に改める。
（略）

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章 一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限

（略）

第七章 一般船舶油濁損害賠償等保障契約

（略）

（保障契約）

第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約とする。

一・二 （略）

2 保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

(略)

附則

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 附則第四条及び第十一条の規定 平成十六年十二月一日

(略)

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十八号中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに」に改める。

油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年一月二十三日政令第十一号）

(油)

第一条 油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一 原油

二 重油

三 潤滑油

四 前三号に掲げるもののほか、日本工業規格K二二五四により試験したときに温度二百四十度以下においてその

体積の五十パーセントを超える量が留出しない炭化水素油

第二条 削除

(保険者等)

第三条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項の船主相互保険組合
- 二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船保険組合
- 三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社又は同条第九項の外国損害保険会社等
- 四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの
- 五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、油濁損害賠償保障契約に基づき船舶所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

(特定油)

第四条 法第二十八条第一項の政令で定める原油及び重油は、原油及び日本工業規格K二二八三により試験したときの温度三十七・七八度における動粘度が五・八センチストークス以上である重油とする。

(油受取人の事業活動を支配する者)

第五条 法第二十八条第二項に規定する油受取人の事業活動を支配する者は、株式会社又は有限会社である一又は二以上の油受取人のそれぞれの発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を一の会社（外国会社であるものを除く。）が所有している場合における当該一の会社とする。

(供託委託契約の受託者)

第六条 法第三十八条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)本則各号に掲げる者とする。

船主相互保険組合法(昭和二十五年五月十一日法律第一百七十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「船主相互保険組合」とは、小型船相互保険組合及び船主責任相互保険組合をいう。

2) 4 (略)

漁船損害等補償法(昭和二十七年三月三十一日法律第二十八号) (抄)

(目的)

第四条 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、組合員が所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船に関し漁船保険事業等を行うことを目的とする。

保険業法(平成七年六月七日法律第五号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。
5～8 (略)

9 この法律において「外国損害保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者をいう。

10～22 (略)

(免許)

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2～4 (略)

5 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険（次号に掲げる保険を除く。）

二 前項第二号に掲げる保険

三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間（以下この号において「海外旅行期間」という。）における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

6 (略)

(免許)

第百八十五条 (略)

2～4 (略)

5 外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

6 (略)

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 (略)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 機構は、第三条第一項の規定にかかわらず、第二百七十条の四第八項の規定に基づき締結した保険契約の引受けに関する契約により移転を受けた保険契約の管理及び処分に必要な範囲内において、保険業を行うことができる。

2 (略)

3 機構が、第一項の規定により保険業を行う場合には、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、当該機構を保険会社又は会員の免許の種類に応じ生命保険会社若しくは損害保険会社とみなす。

保険業法施行令(平成七年十二月二十二日政令第四百二十五号) (抄)

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十

六号)、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)、貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百十一号)、油濁損害賠償保障法施行令(昭和五十一年政令第十一号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年政令第九号)及び疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第三百八十九号)とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(第八号に係る部分に限る。)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条及び疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項(第三号に係る部分に限る。)、の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

(機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)

第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税

法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第二号八、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号

、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税込率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第二百五十九条第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構（法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第

二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構（法第二百六十五条の三十七第二項に規定する損害保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）を損害保険会社とみなす。

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

第七条

1 (略)

2 保険その他の金銭上の保証がこの条約に従つて効力を有していることを証明する証明書が、1に規定する要件が満たされていることが締約国の権限ある当局により確認された後に、各船舶に対して発行される。締約国に登録されている船舶については、その証明書は、船舶の登録国の権限ある当局により発行され又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、その証明書は、いずれかの締約国の権限ある当局により発行され又は公認されることができ、その証明書は、附属書に示す様式によるものとし、次の事項を記載する。

- (a) 船名及び船籍港
- (b) 所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地
- (c) 保証の種類
- (d) 保険者その他保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに、適当な場合には、保険契約又は保証契約を締結した営業所の所在地

3 (e) 証明書の有効期間。その期間は、保険その他の保証の有効期間を超えるものであつてはならない。
3 (略)

国土交通省組織令（平成十二年六月七日政令第二百五十五号）（抄）

（海事局の所掌事務）

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

四・十七 （略）

（総務課の所掌事務）

第一百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 （略）

五 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

六・十 （略）